

差別・貧困の克服のための試み（二）

遠 藤 昇 三

- 一 問題の所在と課題の限定
- 二 差別と平等
 - 1 差別禁止と平等の関連と区別
 - 2 差別と人権感覚
 - 3 平等についての考え方
 - 4 「社会的身分」の拡大（55巻3号）

三 貧困と対応策⁽¹⁾

1 貧困の捉え方

ここで問題とするのは、一つは、貧困を差別問題と捉えるべきということであるが、その意味は、二重である。第一に、貧困の原因や要因は、多種多様であろうが、その中に差別の結果としての貧困が含まれることである。そうした捉え方の含意は、差別としての貧困は、自己責任としての貧困や原因・要因が重なり合い責任を特定しがたい社会的責任としての貧困とは異なり、原因・要因そして責任が特定されることから、その対応策も、それに即して立てられるし立てるべきということである。例えば、——後述もするが——非正規労働者であるため生活保護を下回る賃金しか得られないワーキングプアは、大企業とりわけ多国籍企業（＝グローバル企業）の、国際競争への対応としての賃金コストの削減、即ち正規労働者の縮小、その代替としての安上がりな非正規労働者——パートタイマー、派遣労働者、契約社員等——

の活用により、出現したものである。即ち、大企業の差別という作為によって生じたもので、大企業に責任がある。それへの対応策を、社会的貧困一般への対応策に、解消させるべきではない。言い換えれば、差別としての貧困は、差別の克服として、その解消が図られるべきである。

もう一つは、生活保護という貧困への対応策をめぐる差別、言い換えれば貧困の中での差別である。問題化すべき側面は、二つある。第一の側面は、生活保護引締め行政である。生活保護行政は、生活保護基準が、遅々としてではあるが一貫して引き上げられて来たことと関わって、常に——と言って良い程に——引締め政策を展開して来ている。その特徴は、——傷病者、高齢者、障がい者、母子家庭といったものを除き——労働能力・就労能力のある要保護者を初めから排除するという、制度適用上の差別であることである。それは、生活保護の無差別平等の受給という法原則（生活保護法第2条）に、真っ向から反するものである。もう一つの特徴は、手続的障碍の設定による差別である。生活保護の申請は、必ず受理されるべきで、受理された上で要否の決定が、行われなければならない。しかし、相談と称して申請を受理しないという扱いが、横行している。また、申請者に親族がいる場合、親族扶養をまず求めることで、申請を受理しないことも、多い。この中には、生保法の親族扶養優先の原則が、事実上の順位の問題という趣旨でしかないことの枠内に収まると解されるものが、ない訳ではない。しかし、多くは、生活保護申請の拒否ないしは不受理の口実でしかない。さらに、——申請受理の場合だが——生活保護の要否決定に不可欠な資産調査（＝ミーンズテスト）において、プライバシー・人権侵害となる（なりかねない）調査の仕方を探る、資産調査を越えたそれを行う、そうしたことにより、その扱いを受けた要保護者の申請の取下げあるいは生活保護の拒否、という帰結に到ることもある。敢えて付け加えれば、要保護者等の利益・権利の擁護・実現を目指す団体を目の敵とした、言わば政治的差別という形態を取ることさえある。第二の側面は、生活保護受給をめぐるスティグマである。貧困あるいは生活保護の申請・受給が、烙印化され屈辱・恥辱と受け止められ、一方では、

——それ故に——貧困であっても生活保護の申請・受給を拒否するという、逆選択が行われることがありうる。それに対し、生活保護の実施機関が、職権による急迫保護をしない限り、貧困放置即ち漏救となる。他方では、生活保護受給者に対する批判・非難あるいは妬みが渦巻き、受給者を肩身の狭い状況に押しやり、生活保護受給の廃止に向かわせがちである。こうしたことは、主として、人権としての社会保障の権利が、未だ日本においては十分に確立していない⁽²⁾ ことの、反映ないしは証明ではある。しかしそこには、差別ないしは差別感が、窺われるのである。

第二に、貧困認識が問題である。第二次世界大戦後に限定すれば、高度経済成長真っ最中に欧米諸国で、貧困の発見がなされたに拘わらず、日本においてはそういう事態は、生じなかった。それは、当時、貧困認識のための調査、研究が、ごく例外的にしかなされず、また理論的確立もなかった⁽³⁾ からである。日本において、事実として貧困がなかった訳ではないことは、その期における、朝日訴訟東京地裁の「生活保護基準」違憲判決の影響としての生活保護基準の大幅引上げがあったにも拘わらず、生活保護受給者が決して無くなった訳ではないことにより、証明されている。しかし、世界に冠たる高度経済成長に惑溺していたが故に、貧困認識がなされないという負の遺産を抱え込むとともに、その期間が長い、という問題性が生じたのである。現代における貧困認識は、言わば、欧米における「貧困の発見」の極めて立ち遅れた再現である。そうしたことの帰結として筆者が問題としたいのは、三点である。一つは、貧困認識と貧困研究の立遅れである。確かに現在では、新自由主義的改革の結果としての、格差社会そして貧困についての現象的状態把握は、なされて来ている。しかし、過去の貧困とのつながり、もっと言えば資本主義社会における貧困の必然性と貧困現象の多様性を、踏まえたものではないため、一過的ブームという様相が、拭い切れない。それは、マルクス主義的な窮乏化法則の捉え方における四分五裂的状况、高度経済成長を説明しえなかったが故の、その法則の説得力の喪失に、決定的原因がある⁽⁴⁾。また、例外的に行われていた貧困研究との関連ないしはその継承も、不十分

なままである。したがって、現代において進行している事態を貧困として捉えることは、勿論誤りではないが、その認識、研究は、底が浅く、本格的展開は、今後の課題である。

そうしたことに規定されて第二に、貧困への対応策として論じられる事柄の不十分性⁽⁵⁾が、問題である。それは、一方では、従来から存在するセーフティネットへの構え方が、不十分であるということである。既存の貧困に対する直接的なセーフティネットは、さしあたり貧困からの救済（＝救貧）と貧困になることへの予防（＝防貧）に区別されるが、日本における貧困のセーフティネットは、前者に傾斜し過ぎで、後者における不十分性を問題化することが、少なかった。それにも関わって、セーフティネット間の関連、とりわけその間の隙間に注目されることも、少なかった。それ故、現代における貧困は、言わば突然の出現現象であるかの如く捉えられるとともに、セーフティネット間の関連、逆に隙間の存在の認識が、漸くなされる、そして防貧政策の意義とその不十分性の認識に、やっと到達したという段階に止まっている。そこから、セーフティネットの張直し^{（6）}が提言されるのであるが、そうした状況故に、提言の中身・内容が、必ずしも一致している訳ではない。他方では、新しいセーフティネットの提案の不十分性を、指摘しうる。新しい提案であるが故に、例えばベーシック・インカムについての合意の未成熟性は、止むをえないではあろう。筆者が問題としたいのは、欧米先進資本主義国の制度への安易な依存、従来のセーフティネットとの関連、即ちそれらを新たな制度に完全に取って替えるのか、既存の制度を残したままその補完・補充とするのかといったことの不明確性、——既述の——生活保護受給をめぐるスティグマの回避をセールスポイントとすることの安易性である。それらの克服がないと、共通の土俵での議論となりえないし、これまで全く存在しなかった新しい制度であることによるところの、実現困難性一般を乗り越えることは、不可能であろう⁽⁶⁾。

筆者としては、——次の2で述べることにも関わるが——過去の誤りや負の遺産の克服という過程を経ることを抜きに、現代における貧困問題の解決

は、無理と考えているので、前者に即して考えたいが、後者も無下に拒否するつもりではない。しかしその場合でも、前者との関わりを無視して新しい提案に飛びつくという対応こそが、過去の誤り、負の遺産の再生産でしかないと思っている。いずれにしても今求められているのは、一言で言えば、貧困理論の彫琢であり、表面的現象やブームに引きずられないことである。

- (1) ここでは貧困を、社会科学的な意味ないしは貧困研究で扱われるそれではなく、主として現在の具体的な対応策を論じることとの関わりで、生活保護基準以下としている。また、対応策は、主として、労働法及び社会保障法の分野に限定する。なお、以下では、対応策をセーフティネットと称することがあるが、それに当たらないものも含んでいる。
- (2) 拙著『社会保障の権利論』（法律文化社、1994年）において、権利の根拠から論じた所以である。
- (3) 公害・都市問題といったこととの関わりで、現代的貧困論が展開はされたが、古典的貧困論は、十分には捉えられていなかったということである。
- (4) 後述の四 1（1）で述べるスターリン主義の呪縛とも関わることに、注意が必要である。
- (5) 何故そうなったかについては、2で詳述するが、ここでは、防貧と救貧との関わりにおける捉え方に、焦点を置く。
- (6) この制度としての実現困難性、そしてとりわけ財源・財政問題レベルについては、問わない。

2 貧困への対応策⁽¹⁾に関する反省

(1) 公的扶助

ここで問題とするのは、二つである。第一は、これまでの日本において、唯一の最低限度の生活の保障——言い換えれば、救貧である——である生活保護の機能不全である。1において、その原因、要因として、生活保護引締め行政と生活保護受給をめぐるスティグマを、指摘した。ここでは、両方に関わるこれまでの問題点を、如何に克服するのかという観点から、探ることにする。生活保護引締め行政とは、結局は要保護者の一部の生活保護からの締出しであり、貧困放置である。それを可能としたのは、一つは、最高裁判所が、憲法第25条プログラム規定説に一貫して立ち——朝日訴訟、堀木訴訟

——、生活保護受給権を25条即ち人権レベルでは、一度も承認しなかったことである。その上に、例えば社会保障権を人権とする国際人権規約といった批准された国際規範でさえ、国内法的効力（＝裁判規範性）を認めて来なかった——現在も同様である——からである。いずれにしても、人権である生活保護受給権の人権性が認められて来なかった一つの要因は、憲法学説における25条法的権利説のレベルの低さ、即ち25条の法的性格論や訴訟類型・訴訟手続法レベルでの立ち往生である。そして、そうしたことへの反省が未だないという、憲法学説の状況である。憲法学説が一致して、人権としての生活保護受給権を主張する状況がない限り、最高裁判例を覆すことは、不可能である。これに、社会保障法学者の動向が、輪を掛けている。即ち、社会保障法学者の多くは、社会保障法の全ゆるあるいは多くの問題を、憲法25条問題として論じるが故に、そうした粗雑な法理論に対し、最高裁は、粗雑な応答で済むのである。憲法学者、社会保障法学者が一致して、生活保護受給権のみを憲法25条1項が保障しているという見解に立ち、最高裁に迫ることが必要である。その際、批准された国際法規の裁判への適用レベルでも、裁判所とりわけ最高裁を説得する論理を構築することが、併せて行われるべきである。ただ、敢えて付け加えるべきことは、生活保護受給権が人権であるか否かの決着を抜きにしても、生活保護引締め行政を克服する法理論が、展開されなかったことの問題性は、消えない。勿論、生活保護引締め行政への批判は、——逆に——一貫して行われては来たが、それは、功を奏していない。行政を動かしあるいは影響を与えうる法理論を、展開しえなかったことである。では現在において、両面で法理論は整っていて、後は何時如何なる事例において最高裁が認めるか、という段階にあるのであろうか。筆者は、否定的に評価せざるをえない。憲法学者・社会保障法学者のその点での反省を踏まえた努力を抜きに、貧困問題への対応策を幾ら力説しても、説得力はないと思われる⁽³⁾。

いずれにしても、これらは、国民の生活保護受給に関する権利意識の低さ、そしてその裏返しとしてのスティグマを、規定している。言い換えれば、国

民が、生活保護受給を権利として捉えず、反ってスティグマと受け取るのは、憲法学者・社会保障法学者の水準の反映である。それは、——さしあたり最高裁を度外視すれば——専門の学者が一致して人権としているものに関する、権利意識の低さではないからである。そうした点が欠けている状況の中で、生活保護受給を権利問題とするのは、一つは、国民の運動であり、もう一つは、国民の貧困に関する受け止め方である。前者については、生活保護をめぐる国民の運動は、朝日訴訟が典型であるように、憲法25条を紙の上の死文の規定ではなく、生きた規定とする上で、大きな役割を果たしたことは、否定はしない⁽⁴⁾。しかし、生活保護引締め行政の批判、克服においても、国民の生存権意識の形成・維持・発展においても、結局成功しえなかった。それは、日本における総体としての社会保障運動の立遅れ、生活保護行政に直接関わる運動体の統一性や組織力の弱さ、国民的浸透＝世論形成力の不十分さによる。それは、生活保護をめぐる問題故に、国民の一部にのみ関わるとか担い手が社会的弱者を中心としていることにも、因るであろう。しかし、生活保護は、社会保障全体と切り離して扱われるべき問題ではないことから、結局は総体としての社会保障運動の脆弱性こそが、問題である。差別問題に引きつけて言えば、個別の差別克服運動は、それなりに展開されても、総体としての差別克服運動としては不十分であったことの、貧困問題への反映であろう⁽⁵⁾。

もう一つ、国民の側にも問題がある。確かに、人権・権利意識は低調であったとしても、それに輪を掛けた問題があったことである。それは、言わば当事者性の乏しさである。高度経済成長の過程やそれ以降において、とりわけ私生活重視（＝私生活型合理主義）の傾向が強い国民であるから、貧困が、もし自らの私生活に関わる、言い換えれば自分の問題、自らにも降りかかる問題として受け止められていれば、生活保護引締め行政も生活保護受給をめぐるスティグマ逆の妬みも、自らの課題、克服すべき問題となりえたであろう。しかし、高度経済成長、オイルショック後のいち早い立直りの結果としての経済大国化（＝ジャパン・アズ・ナンバーワン）は、生活保護＝貧困問

題を自らの問題とする視野、視点に気づかせなかった。生活保護＝貧困問題が他人事である限り、国民が、生活保護引締め行政を批判したり、生活保護受給をめぐるスティグマ——妬みは、あるいはないかも知れないが——を克服するという方向性を持つことは、ありえない。現代において、貧困や格差問題を、{自己決定→自己責任}の脈絡で捉える主張があるが、それは、実は新しい傾向ではなく、既に胚胎していた傾向の強化でしかないことが、一層問題である。今や状況は、確かに大きく変わったが、国民の当事者性が、自動的に生ずると思われぬ。そうだとすると、国民の当事者性が真に確立することが、貧困克服へ向けての現在における最も確かな第一歩と思われる。

第二の問題は、新しい公的扶助制度の創出である。とりわけ今問題とされているのは、{労働者の失業→失業保険受給→失業保険受給終了→生活保護申請}という連関において、一方では、失業保険の長期失業への不対応性⁽⁶⁾、失業保険が終了した場合、いきなり既述の問題状況にある生活保護申請しかなく、中間段階がないことである。そこで、具体的には、失業保険と生活保護の中間に、失業手当を新設することが、課題となる。これについて第一に問題とすべきは、ヨーロッパ先進資本主義国の先例があるにも拘わらず、日本でこれまで具体化出来なかった理由である。一つには、高度経済成長の時期には、事実として完全雇用状況が実現されたこと、オイルショック以降においても失業率が、ヨーロッパ先進資本主義国と比較して相対的に低かったことである。しかしもう一つは、公式の失業率が実態に即していないことが、指摘されつつも変更されなかったことを含めて、失業対策の言わば手抜きが許されたことも、関係している。いずれにしても、大企業・財界による労働力政策とそれに追従する政府・労働省（厚生労働省）の政策展開が、失業手当制度の実現を視野に容れなかったこと、それを覆すだけの迫力ある運動が展開されなかったことが、原因である。長期の国債依存の赤字財政の下、国家負担による失業手当が実現するためには、運動がない限り、ニードの成熟性、救済の緊急性が求められるが、それも、家族扶養や家族責任に負わせることが可能であったところに、問題があったのである。今現在においては、

その成熟性・緊急性において高度のものがあるが故に、しかも生活保護の機能不全との関わりで、本格的な失業手当制度実現運動が、展開されねばならない。とは言え、それが、失業者による運動の域を出ない限り、可能性はほとんどないであろう。いずれにしても、失業手当その他の新しい公的扶助制度の実現のためには、政策的イニシアティブが不可欠であり、それを、失業者そしてそれを代表する労働組合、政党が、その能力を形成し発揮することが、求められるのである⁽⁷⁾。

- (1) ここでは、労働法・社会保障法の分野の、幾つかの現在の問題の焦点——一部に、新しい対応策があるが——に絞り、かつ何故に実現しえなかったかという点での、批判・反省を行う。
- (2) 生活保護法という法律上の権利であることまでは否定しないし、憲法25条の裁判規範性を「裁量の濫用・逸脱」レベルでは認めるものではあるが。
- (3) 以上については、拙著『社会保障の権利論』（法律文化社、1994年）特に第2章第2節3、第3章第1節一参照。なお、日弁連は、貧困問題に精力的に取り組んでいるに拘わらず、弁護士についても同様と評価せざるをえない。
- (4) 憲法学者でさえ、プログラム規定説に立っていた時期に、憲法25条違反として裁判に訴えた朝日茂氏の権利意識の高さは、やはり特筆すべきであるとともに、それが憲法学者を動かしたことにも、十分注意が払われる必要がある。
- (5) これらは、福祉国家問題に収斂するが、それは四で扱う。
- (6) 失業保険の制度的あるいは制度外的な不適用の問題もあるが、ここでは無視する。なお、リーマンショック後の緊急雇用対策として「緊急人材育成・就職支援基金事業」が行われ、今年（2011年）10月から就職者支援制度として、改編・恒久化された。これは、失業手当の制度化と評価出来るが、極めて不十分である。
- (7) 立法（政策）論の課題については、拙稿「労働法立法学の検討」（『島大法学』54巻1・2号、3号、2010、2011年、拙著『労働保護法論』日本評論社、2012年所収）参照。これは、労働法に関するものであるが、社会保障法にも十分通じると思っている。

（2）社会保険⁽¹⁾

これまでの社会保険制度は、労働者に対し、差別的に適用されて来た。即ち一方では、企業規模における差別——従業員5人未満は非強制適用事業——、他方では、雇用形態・労働時間等による差別——日々雇用・季節雇

用や短時間パートタイマー等の適用除外——である。その理由は、制度適用における効率性と保険料事業主負担への配慮でしかなく、合理性、正当性を持ちうるものではない。しかし、こうした差別が、社会保険制度に強固に存在した・なお存続しているところの、国籍差別と同様に問題視され、その廃棄のための運動が展開されることは、なかった。それは、そうした「適用除外者」の多くが、労働組合に組織されず、また自らも組織しえなかったからである。したがって、労働組合の課題として取り上げられることが、ほとんどなかった。しかし、労働組合への組織化の有無を問わず、あるいは労働組合の努力の不十分性があるとしても、国籍差別と比較した場合、当事者の努力の不十分性も、際立っている。そこには、例えば被扶養者として保険料負担をせずそれでいて保険給付を受けられる者とそうでない者、あるいは従業員5人未満の場合任意包括加入の途がある——医療保険のみだが——のに対し、個別的適用除外者にはないといった利害の相違があったからであろう。「適用除外者」が、無保険とならないためには国民保険への加入となるが、保険料負担との関係で逆選択が行われがち⁽²⁾であり、無保険問題が、とりわけ医療保険で深刻である。

ところで、社会保険制度におけるこれまでの中心的課題は、数多く分立した制度、そしてその間の格差であったが、現在ではかなり格差の解消も伴いつつ統合の方向性にあるとともに、年金保険制度では、いわゆる二階建て方式に移行した。それらを踏まえても、政策的課題としては、各制度になお残る差別の克服があり、またその方向性は、現在において提示——正確には、差別の緩和でしかないが——されており、それを一層促進するべきではある。しかし、年金保険制度を参考に、全ての社会保険制度を二段階方式とすることも、可能であり、それにより、特に国民健康保険制度の問題状況の解消となるかも知れない⁽³⁾。いずれにしても、早急に政策立案を行い、実現することが課題であるが、今現在においても、社会保障運動の低調さ、個別・分断的運動状況が、その可能性を削いでいる。それは、社会保障法における立法（政策）論の立遅れにも規定されたことである。それ故、さしあたりなすべきこ

とは、社会保障法学者が、その総力を挙げて、統一的な立法（政策）論を確立することである⁽⁴⁾。

- (1) この中に、労災保険を除く労働保険、即ち雇用保険を含ませることにする。
- (2) 国民健康保険が中心で、国民年金は基礎年金部分では全国民対象であるが故に、一般的に問題となるが、問題の質は同じである。
- (3) 他方では、その選択は、大企業・財界が意図する混合方式の導入につながる危険性を、踏まえるべきではあるが、ここでは問わない。
- (4) その上でどうすべきかについては、(1)の注(7)の拙稿参照。

(3) 最低賃金制度

最低賃金制度の確立は、労働者の生活の糧である賃金水準の底支えとして、また社会保障制度の確立・維持・発展の前提として、重要な地位にある。そしてそれは、やはり国際的常識でもあった。それにも拘わらず、日本においては、戦闘的労働組合運動が影響力を有していた時期においても、本格的な最賃制度確立闘争は、企業別組合であり、企業間競争と企業の支払い能力に支配・左右されることとの関わりで、不十分であり、漸く高度経済成長末期に制度化しえたに過ぎない。しかしそれは、全国一律の最賃制度ではないし、審議会方式が主流であった。特に後者——中央最賃審議会の統制——の故に、生活保護基準との逆転が、生じている。いずれにしても、ワーキングプア問題解決の一つの決定打が、最賃制度の改善にあることは、論者においてほぼ一致している。問題は、今求められているところの、全国一律かつ真に生活出来る最賃額に引き上げるという課題⁽¹⁾を、如何にして実現するかである。第二次世界大戦後の日本の労働組合運動は、低賃金打破、ヨーロッパ並みの賃金というスローガン、目標を掲げ、それなりの成果を上げては来たが、それは、高度経済成長とそこにおける若年労働者不足という有利な状況にも規定されたものである。そして現に、オイルショック以降の大企業・財界による賃金抑制は、徹底的に行われ、春闘は敗北し続ける⁽²⁾。そうした状況にあってなお、最賃制度の改善が、図られる訳がない。そうだとすれば、最賃制度の改善によるワーキングプア問題解決という課題の実現のためには、組織

率20%未満の労働組合の——ナショナルセンター所属の如何を問わない——総力を挙げた取組みが、第一に要請される。しかし、そのみでは不十分であって、ワーキングプアー問題解決が、国民的課題としても受け止められ、国民の支援や参加が、求められる。その鍵となるのは、恐らく、{最賃制度の改善→所得・収入の上昇→消費の回復→不況からの脱出}という捉え方が、国民レベルでなされるかどうかである。それは、1000万人を越える年収200万円未満のワーキングプアーの年収の、200万円以上への上昇故に、それなりに説得力があるであろう。しかしもう一つの問題として、企業負担がある。一方では、多国籍企業化した大企業のコスト削減傾向が、大きな抵抗力となるが故に、コスト上昇にも拘わらず、国際競争力を維持・強化出来ることの証明が、必要になる。もし大企業が、最賃制度の改善を受け容れれば、企業間・資本間競争、大企業支配体制の下、中小零細企業への波及は、容易となる。しかし他方、それでも、とりわけ小零細企業の場合、どうであろうか。賃金コスト倒産、あるいはそこまですらないとしても企業危機を、招きかねないが、果たして実現可能であろうか。一つの方策は、そうした企業に対する国家的な支援であるが、それは、かつてにおいてもまた今でもなされているが故に、可能であろう。問題があるとすれば、利益誘導型政治の残滓ないしはその復活への危惧であるが、日本経済の正常な維持・発展のためという大義が、そうしたマイナスの動向を押さえ込むのではと思われる。そうした方策抜きであるとすれば、労働条件の国家的最低限を守れない企業が、倒産なり危機に陥ることは当然として、突き放すか、改善された最賃を支払っても、なお企業にとってメリットがある——例えば、労働意欲の向上——ことを、どう説得出来るかであろう。

いずれにしても、こうした歴史と課題を踏まえた取組みでない限り、実現は不可能である。ところで、労働法学者の過去—現在も、同様である。確かに、業者間協定でしかないが故に、「ニセ最賃」と称された法律が、——さしあたり——真の最賃制度へと改善される上で、労働法学者は、一定の役割を果たしたであろう。しかし、業者間協定としての最賃制度でさえ、労働基準

法の根拠規定の存在にも拘わらず、10年程の間実現されず、また現行法は、制定以来、基本的に改善されなかったのであるが故に、今現在、役に立っていないと評価されているのである。この両面で、労働法学者は、役割を果たしていないと言える。そうとすれば、現行最賃制度が役立っていない、したがって改善すべきであるという提言をするだけでは、労働法学者としての役割、責任を、果たしたことはない。過去における労働法学者の役割の低さ、不十分性は、労働法学全体とりわけ労働保護法領域における解釈論偏重、それ故解釈の幅や余地の乏しい最賃法が軽視されたこと、立法（政策）論の蓄積が乏しかったこと、そして最賃法の社会的機能への過小評価があったこと、によろう。そうだとすれば、それら後二者の弱点の克服とりわけ立法（政策）論において、労働法学者が果たすべき役割に関する準備、用意があるかどうか、問われる。筆者は、そうした準備・用意のための前提として、拙稿——（1）の注（7）——を出したことは、既に述べたが、その先の問題として最賃制度に関する立法（政策）論が、労働法学界の総力によりまとめられ、世に問われなければならない。格差社会、ワーキングプア問題に関わり、従来の労働法・労働法学が役立っていないという問題提起は、それによって完結するのである⁽³⁾。

- （1）後者の水準を満たすものであれば、生活水準や物価の違いといったこととの関わりで、地域別最賃制度でも構わないと思われるが、ここでは無視する。なお、第9条第3項の「生活保護との整合性」配慮規定の存在、それとも関わって、直近の改正で一部地域の逆転現象が解消されたが、指摘に止める。
- （2）春闘こそが、今日まで続く労働組合運動の最も重要な戦いであったことに、十分な注意が必要である。
- （3）この点は、以下の（4）、（5）でも同様である。ただ、ここで一言すれば、最低賃金制度の改善に過度の期待をすることは、的外れのように思われる。それが出来ることは、最低賃金さえ下回っている低賃金の改善であり、ワーキングプア問題の一部の解消であって、本来的には、次の（4）及び（5）の対応策こそが、メインである。

(4) 同一価値労働同一賃金⁽¹⁾の原則

労働基準法第4条は、男女同一労働同一賃金原則を唱っており、現在においては同一価値労働同一賃金原則として、確立している⁽²⁾。ところが、一般的、一般的な同一価値労働同一賃金原則は、戦後労働法成立以降60年以上が経過するにも拘わらず、一度も立法化されず、立法化の試みさえ行われていないし、判例法理としても確立していない。それが何故か、またどうすれば良いのかを問うことなしには、正規労働者と非正規労働者の賃金格差の解消、それを通じたワーキングプア問題の解決を主張しても、何ら意味がないと思われる。第一の原因、要因は、差別問題という捉え方の存否である。労基法4条は、全く同一の労働をしているに拘わらず、一方が女性であることを理由として、男性より低い賃金を支払うという、明らかな差別が、歴史的・現在的事実、実態としてあることを前提として、その差別禁止として規定されたものである。それ以外の賃金格差は、勿論労働法規——例えば、労基法第3条、労働組合法第7条の不当労働行為としての不利益取扱等——に反する差別は別として、差別とは捉えられて来なかったし、差別に当たるとされる場合でも、あくまで個別的事例でしかない。そのため、普遍的な差別として、問題化しがたかったと思われる。但し、こうした脈絡で考えた場合、パートタイマーについては、「均等か均衡か」という議論がなされてはいたが、今のところ——差別ではないとした上での——均衡に止まっているし、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に対する差別禁止が導入されたものの、全体の0.1%程度のごく少数の者への適用に過ぎない。他方、非正規労働者全体を、労基法3条の「社会的身分」と捉えなかったことが、反省されるべきことは、二4で述べた。ここで強調すべきことは、そうした議論は、今現在の龐大な非正規労働者に関して初めて行われうるものではなく、かつての臨時工・社外工について議論され、その時点で既にこうした問題提起があっべきであったにも拘わらず、必ずしも十分ではなかったことである。いずれにしても、今日に到るまで、労働法学説として確立しえなかったことのツケが、現在来ていると思われる。

第二は、「同一価値労働」という評価基準とりわけ社会的な評価基準に関わる⁽³⁾。周知のように、欧米先進資本主義諸国においては、企業横断的な労働市場、企業外での労働能力の育成・訓練、企業横断的な労働組合による労働力掌握といった社会的条件があるからこそ、同一価値労働同一賃金原則は確立しえた。その含意は、企業横断的（外部）労働市場と労働能力の社会的評価基準の存在が、その原則の確立のために不可欠であることである⁽⁴⁾。これまでとりわけ大企業においては、新規学卒者の一括採用、企業内での労働能力の育成・訓練——OJTと配置替え——、そして定年までの長期雇用という雇用慣行を継続して来たため、同一価値労働同一賃金原則の確立の基盤が、社会的に形成されなかつただけではなく、同じ企業内でもそうした原則の確立は、労使の規範的意識としても、成立しえなかつた。しかし、正規労働者の削減、中途採用の増加、専門的知識・能力のある労働者の派遣等を通じた確保が、なされて来ている中で、熟練別・専門別労働市場の部分的成立ないしは将来的可能性——これまで既にそうであった特別の労働者に加えて——が、取りざたされるようになって来ている。また、公的職業訓練・職業能力開発の一定の整備と相まって、国家的な労働能力の資格認定も、多様・多彩に展開されている。とは言え、欧米先進資本主義諸国の如く、労働能力の社会的評価が確立し、どの企業でも通用する程の段階には、未だない。そして必要なのは、そうした基盤の成熟に呼応して、社会的な労働能力・職務評価システムを確立することであり、それは、自然に形成しうる状況にないが故に、自覚的、意識的な努力という、これまで全く手がつけられていなかった取組みを、今から始めることである。

以上を要約すれば、日本においては、同一価値労働同一賃金原則の確立の客観的基盤・条件、主体的条件が乏しく、労働法学における問題意識、研究の蓄積も、不十分であるということである。その中で、次の二つが、今後の手掛かりとして重要なように思われる。一つは、女性正規労働者と女性（擬似）パートタイマーとの間の賃金格差に関する丸子警報器事件判決⁽⁵⁾の判旨である。これに関する最高裁判決がない中で、それを判例法理と評価すること

は出来ないが、参考に値する判決である。判決は、同一（価値）労働同一賃金原則を「明言する実定法の規定」はないとしながら、労基法3条、4条のような「差別禁止規定・・・の根底には、およそ人はその労働に対し等しく報われなければならないという均等待遇の理念が存在し」、それは「人格の価値を平等と見る市民法の普遍的な原理」であるとした。これが判例法理として確立すれば、労働法上の特別の立法抜きにしても、同一（価値）労働同一賃金原則は、確立されるであろう。そうした見通しが立てにくい今の段階においては、そうした趣旨を活かしつつ立法化への努力を始めることが、必要である。そこにおける労働法学者の責任は、これまでの経過を踏まえれば、極めて大であると考えられる。もう一つは、国際規範である。ILOでは、第100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）を一般化した条約は存在しないので、さしあたり日本も批准した国際人権（A）規約第7条（a）（i）の「公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値労働についての同一報酬」が、それに当たる。この規約については、批准国には、「権利の実現を漸進的に達成する」義務を課されるだけに過ぎないが、しかしそのことは、世界に冠たる経済大国であり、批准後既に30年以上経過しているが故に、今実現されていないことの抗弁たりえない。しかし、この規約——勿論、これだけではないが——に関する日本政府の後向きの対応、そして最高裁の既述の態度からすれば、その規定の適用としての同一価値労働同一賃金原則は、極めて弱いか成立しない主張でしかない。そうだとしても、批准した国際規範の遵守は、憲法第98条第2項の要請であり、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とする憲法前文の立場⁶⁾、否それ以上に、グローバル化した国際社会において日本が占めるべき、また国際社会が日本に求める地位からすれば、その原則の確立は、国際的使命である。そうした方向に、労働者・労働組合そして国民を導くことが、法学者とりわけ労働法学者の責務である。労働法学界の総力を傾けた努力が、求められている。

- (1) 賃金以外の様々な処遇も同様であるが、賃金で代表しておく。
- (2) こうした表現は、少し不正確であるが、このままにしておく。

- (3) 性別差別における「同一労働から同一価値労働」への展開自体に、かなり時間を要したことは、ここでは度外視する。
- (4) 企業横断的な産業別組合と使用者団体の間で締結される労働協約が、それを定め、かつ各労働者を格付け、その労働協約が、その労働組合員以外にも拡張適用されることが、そのもう一方の条件である。しかし、この点については、ここでは触れない。日本においては、こうした条件が極めて乏しいのみでなく、労働協約による労働条件の規制さえ、十分ではないからである。
- (5) 長野地裁上田支部平成8年3月15日（『労働判例』690号、32頁）。
- (6) これは、脈絡が異なることを承知の上で、活用しようとする意図に基づく。

（5）雇用政策

最低賃金制度も、同一価値労働同一賃金原則も、労働者が企業⁽¹⁾に採用されていなければ、意味がないものである。したがって、まず労働者の雇用の確保こそが、求められる。そのためには、大企業・財界の利益と意向に従属したこれまでの国家の労働政策を、転換しなければならない。そのために必要なことは、第一に、完全雇用政策の実現ないしは継続である。完全雇用政策は、福祉国家の一つの制度的柱であり、福祉国家ではなかった日本においても、それなりに追求された政策である。高度経済成長ではない今日の段階において、この政策を維持することは、かなり困難ではある。しかし、憲法第27条の労働権保障は、「雇用の保障を、しからずば生活の保障を」を唱っており、高度経済成長か否か福祉国家か否かを問わないことからすれば、完全雇用政策の実現ないしは継続は、当然の要請になる。この政策は、所与の雇用を前提としたところの、雇用情報の提供、雇用のミスマッチの解消、職業紹介に限定されるものではない。そこで第二に求められるのは、失業の防止である。それは、これまででも展開されて来たところの、企業の危機ないしは倒産の危険性という状況に対し、整理解雇に到らないための企業の救済策である。それは、整理解雇を必要とするに到る企業の経営責任を問わない、企業の免責を行う面もあるだけに、手放しで容認出来るものではないが、さしあたり失業防止の役割を担う限りで、注目すべきである。

第三に必要とされるのは、採用規制である。これまで、企業は、採用の自

由を謳歌して来た。例え、不採用が、何らかの理由で違法であったとしても、少なくとも採用を強制されはしなかった。この採用の自由にとこまでの規制をしようかが、今問われている。したがって、労働法学は、採用の自由の限界を、徹底して論ずべきである⁽²⁾。企業による、正規労働者の削減、非正規労働者の活用という展開に対し、法的規制を掛けるしか策はない。その場合、障がい者雇用における雇用率といった間接的規制か、採用拒否や採用枠限定に対する直接的規制とするか、いずれにしても新たな立法が、必要となろう。最後にかつ窮極的に求められるのは、雇用の創出である。それは、かつてのような失業対策事業としてではなく、恒久的な雇用を公的に創出することである。その場合、恐らくポイントとなるのは、高齢社会における介護・福祉サービスを担う地方自治体職員の多様な雇用の創出である。それは、労働権保障における雇用の保障の責任の窮極の形態であるし、今後の日本社会のあり方を規定するものでもある。

いずれにしても、これまで国家の政策展開に任されていた領域⁽³⁾において、法的コントロールをいろいろな側面から掛けて行くための努力が、かなり決定打という意義を持ちそうである。そして、そこにおいては、ますます立法(政策)論の彫琢が、欠かせない。

- (1) 使用者としての国家・地方自治体も問題となるが、ここでは「企業」の中に含めている。
- (2) その反面での解雇規制については、ここでは論じない。筆者の見解については、拙稿「解雇法理の新段階」(『島大法学』53巻1、2号、2009年、拙著『労働保護法論』日本評論社、2012年所収)参照。
- (3) いわゆる労働法の第三の領域として、雇用保障法が展開・体系化されて来たことは、十分承知しているが、なおこうした課題に比べられる水準にはないと思われる。

(6) 「新しい社会法」という提言について

貧困に対する対応策としての有効性がとりわけ問われているのが、労働法と社会保障法である。ここまでの検討も、両分野の問題であった。ところで、そうした中で、それぞれの不十分性の指摘と並んで注目されるのが、それら

のセーフティネット間にある間隙への対応策である。労働法と社会保障法は、従来においても密接な関わりがあることを、認められており、学者・研究者で両方を対象としている者も、少なくない。これまでの叙述でも、それぞれの不十分性と間隙にも触れてきたが、それらの克服では足りず、両者を統合した「新しい社会法」という提言がなされている。それに関して、幾つかの問題点を指摘しておく。

第一は、それぞれの不十分性と間隙のつき詰めを通じて改革の方向を検討している筆者には、それだけでは足りない、「新しい社会法」が必要だとする主張に、納得が出来ない。本稿で展開して来た事柄が実現されてもなお、不十分とは考えていないからである。そうした提言をしている論者は、こうした検討を十分に行い見切りを付けた上で、しているようには思われぬ。そうだとすれば、「新しい社会法」という提言は、飛躍し過ぎのように思われる。第二に、百歩譲って「新しい社会法」が必要だととして、それは如何にして実現されるのであろうか。当然のこととして、まずは、その法理念・法原理が問題となり、従来のもの（具体的には、生存権）で良いのか、新しいものが必要か、そうとして誰でもが納得し合意しうるものを打ち立てうるのか、疑問である。労働法でさえ、そのパラダイム転換——その基軸に、法理念の変容・再構築が、位置する——が唱えられつつ、一つにまとまっている訳ではない。ましてや、「新しい社会法」では、一層困難である。また、法理念・法原理が確立しえたとしても、法の体系はどう確立されるのか、どのように描かれるのか、それらの詰めにはかなりの労力と時間を要するであろう。その労力と時間を費やすだけの意義があるのかにも、疑問がある。いずれにしても、労働法と社会保障法の二分野に単に「新しい社会法」という名称を冠するのであっては、その成立とは言えないであろう。第三に、具体的にどのような法制度で構成されるのであろうか。従来の両法分野の法制度とは全く異なる法制度の構築が、それ自体可能かどうか問題があるが、それ以上に、短期間で出来るのか、出来ないとすれば現代の貧困に対する対応策にはならないのではないか、といったことが問題である。既存の法制度を活用するとす

れば、「新しい社会法」という提言の意義を失うとともに、本稿での検討以上のものが提示出来るとは、思われない。

いずれにしても、そうした提言は、説得力を欠くのであり、筆者から見れば、困難な問題を回避するための口実としか、写らない。それでもなお「新しい社会法」を主張するのであれば、具体的な構想レベルが提示された段階で、筆者としての講評をしたい。

四 福祉国家実現の道⁽¹⁾

1 福祉国家否定の要因

(1) 主体的要因

第二次世界大戦後、スウェーデンをはじめとしその他フランス、イギリス、西ドイツ（当時）等のヨーロッパ先進資本主義国が福祉国家になりえた決定的要因⁽²⁾は、福祉国家の形成・維持・発展——以下、「形成」と表記する——を、自覚的、意識的に追求した勢力が、存在したからである。その一つは、政権を獲得したり政権に参加したり、少なくとも政権に強力な影響力を持っている社会民主主義政党の存在である。もう一つは、それらの政党を支える強大な労働組合とその運動の存在である。両者が相まって、例えそれに反対・対抗する保守政党でさえ、福祉国家の「形成」に賛同したのであり、煎じ詰めれば保革の合意・妥協の政治そして国民的合意があったことによる。それに対し日本においては、福祉国家を担い推進する政党が存在しなかったどころか、社会主義・共産主義革命を目指す共産党はもとより、社会民主主義政党という性格を一面で持つ社会党でも、福祉国家反対の立場を堅持していた。それらの政党は、マルクス・レーニン主義——と称されてはいたが、実質的にはスターリン主義——、即ち——反ファシズムという面での変容はあるものの——社会民主主義主要打撃論、「社会民主主義＝資本・資本主義国の手先」という捉え方に呪縛され、福祉国家を、資本主義国家がその本質を隠蔽するために採る戦略・戦術あるいは仮面という位置づけをしていたからで

ある。言い換えれば、福祉国家も資本主義国家であり、打倒の対象でしかないと言われたのである。戦闘的労働組合主義に立ちながらも、特定政党具体的には社会党支持体制をとる日本労働組合総評議会（総評）⁽³⁾も、社会党と同じ立場に立っていた。それらを中心とする戦後平和・民主主義運動は、例えば改憲阻止や日米安全保障条約改定反対闘争等で、大きな役割を果たしたが、同様である。したがって日本においては、福祉国家を目指す勢力は、結局どこにも存在しなかったのである⁽⁴⁾。反って、日本が福祉国家を目指したのは、実は自由民主党単独政権が続いている中での、エピソードとしてであった。即ち、1972年の田中角栄内閣の「福祉元年」宣言により、ヨーロッパ型福祉国家を目標とすることが、明確に打ち出されたのである。しかしこれは、直後に発生したオイルショックそしてそれによる高度経済成長の終焉により、直ちに撤回されるのであり、結局今日にいたるまで日本は、一度も福祉国家となりえなかったのである。こうした否定的な歴史が、社会党等により清算されることがないまま、社会党は解体し、総評は——日本労働組合総連合会（連合）への吸収として——解散した。社会民主主義を担う社会民主党が残ってはいるが、共産党とともに小選挙区制の下、弱小政党（＝議会少数政党）に落ち込んでおり、福祉国家を担える状況にはない。

他方、もう一つの歴史的不幸が、これに重なる。自由民主党は、結党以来改憲をその党是としている⁽⁵⁾が、1960年代前後に——自主憲法制定という主張は、放棄せずにだが——「日本型福祉国家」を改憲の正当理由として、持ち出して来る。改憲に反対する社会党、共産党、総評等が、それに反発するのは、当然ではある。ここでは、自民党の言う「日本型福祉国家」が、ヨーロッパ型福祉国家とどこでどのように違うのかは、問題ではない。問題となるのは、改憲の正当理由が、日本型という修飾語はあれ福祉国家であったことである。当時、福祉国家の現実についての情報、実態調査、分析がなされ、福祉国家受容の基盤が形成され、福祉国家に開かれうる状況にあったにも拘わらず、スターリン主義の呪縛が、再度福祉国家への視野を閉ざしたのである。例えヨーロッパ型福祉国家を日本のあり方として求める人々がいたとし

ても、それを日本において実現するために議論する、検討の場に提供することは、自民党改憲路線への利敵行為として受け止められ、躊躇させられたであろうことは、想像にかたくない。

二重の要因により、日本では、福祉国家が国家目標とされなかった——その代わりに設定されたのが、開発主義なり成長主義であった——のである。こうした歴史の負の遺産を踏まえることなしに、新自由主義的改革により形成された現代社会（＝貧困・格差社会）のオールタナティブとして、福祉国家を掲げることは、——欺瞞とまでは言わないとしても——単なる思付きか根拠なき願望の表明であり、説得力を欠く⁽⁶⁾。ここで敢えて、以下の点を補足しておく。福祉国家否定論は、法学分野でも同じであったようであるが、特に「民主主義法学」を掲げる民主主義科学者協会法律部会のリーダーであった故渡辺洋三氏が、「日本型福祉国家」論が提起された際、精力的に福祉国家批判を展開していたことである。民科法律部会という組織全体が、こうした動向に対し軌を一にした訳ではないとしても、その最も有力なリーダーであるが故に、法学者でありかつ民科法律部会の一員でもある筆者としては、そのことを無視する訳にはいかない。したがって、歴史的な負の遺産の総括、反省という課題は、民科法律部会にも課せられていることを、提起しておく⁽⁷⁾。

- (1) ここで全ての問題を扱う訳ではなく、過去の歴史の総括、反省に立ったところのとりわけ主体の問題に、絞る。
- (2) 念のため言えば、ケインズ主義・政策の採用という点では、非福祉国家も同様であり、同じ主義・政策に立ちながら分岐が生じた理由が、ここでの主要な問題である。
- (3) 社会党一党支持は、純粹のそれ——即ち、その反面での共産党の排除——から、その枠内での共産党との協力・共同の容認への転換があるが、無視する。
- (4) 福祉国家の展開に、第一段階、第二段階があることについても、ここでは触れない。
- (5) 1955年結成以前の保守政党、1960年代以降の戦後型統治への移行（＝明文改憲の放棄）については、ここでは触れない。
- (6) この点は、「新福祉国家」を提唱する渡辺治一橋大学名誉教授、後藤道夫都留文化大学教授等のグループに限られる訳ではないことに、十分注意が必要である。

- (7) 筆者は、「戦後労働法学」の理論転換の作業の前提として、拙稿「戦後労働法学」とその見直し・転換の方法的反省」（『東京都立大学法学会雑誌』35巻2号）を公刊している。そこにおいては、1960年代初頭における故渡辺洋三氏による労働法学批判を、労働法学者が受け容れるべきであったとしている。そのこと自体は、現在の時点でも否定するつもりはない。しかし、福祉国家問題に視野が及んでいなかったことで、幾分か偏りがあったのではと、今反省しているところである。

(2) 客観的要因⁽¹⁾

日本は、福祉国家でなかったにも拘わらず、安定的な社会統合を——新自由主義的改革以前までは——維持して来た。それが可能となった要因は、高度経済成長による所得・生活水準の上昇、安定のみではない。何故なら、オイルショックにより高度経済成長がストップしてから20年間近く、そうした状況にあったからである。そして、それを可能としたのは、二つの福祉国家の代替があったからだとされている。一つは、企業社会——会社主義、大企業支配体制——であり、もう一つは、自由民主党政権の利益誘導型政治である。そして現在において、この両方が、新自由主義的改革の障碍として、再編、変容さらには解体させられて来ている。とは言え、新自由主義的改革によりもたらされた貧困・格差社会そして社会統合の破綻に対して、求められる新しい社会（＝オールタナティブ）として、両者の再建や復活とすることは、それらが、福祉国家の構築——既述の如く、主体的には追求されなかったが——という課題にとっての障壁であったが故に、また福祉国家の代替でしかなかっただけに、許されない。

ただ、ここで指摘すべき問題は、企業社会に限定するが、何故企業社会が成立・確立⁽²⁾しえたかである。そして、次の事柄との関わりでも、企業側ではない要因が、確かめられねばならない。結論的に言えば、戦闘的労働組合運動の敗北である。勿論、企業別労働組合が、多数を占めるという労働組合のありようからすれば、組合運動全体の路線如何に拘わらず、企業社会となったのではあろう。それ程に特に大企業と労働組合との力関係には、大きな開きがあったからである。しかし、企業社会の成立・確立にとって、主体的、

客観的な障碍として立ち上がったのが、戦闘的労働組合運動であるし、同時にその敗北の上で労使・企業協調的労働組合運動の覇権が確立し、それが企業社会に同調・協力したが故に、企業社会が成立・確立しえたことに、十分な注意が必要である。言い換えれば、企業社会は、企業の力のみで出来た訳ではなく、それに対立・対抗する勢力を撃破するとともに、同調・協力する勢力を得て、成立・確立したのである⁽³⁾。

企業社会は、まずは大企業労使関係として、即ち大企業の価値・方針を受容する労働者の、過労死・過労自殺にまで到りかねない程の企業の労働・人格・生活の支配の一方で、定年までの長期雇用と手厚い福利厚生を中心に、合理化と——ある段階以降の——賃金引上げ阻止への協力を行う労働組合に支えられて、成立・確立しえたのであるが、それだけに止まらない。そうした大企業を支え援助する国家政策、そしてそれへの影響力とその実施によっても、実現されたものである。そしてその結果、社会保障を、低水準で労務管理と一体化した、また高度経済成長の原資の意味をも持つようなものに、止めたのである。しかもそれだけではなく、その大企業正規労働者・管理職というライフスタイルが、社会的標準・モデル化され、それを目指す受験競争を激化させるに到る。そうした企業社会の成立・確立は、一朝一夕になった訳ではない。労働組合運動の歴史を遡れば、戦後初期の革命的・階級的労働組合運動——共産党主導の——である産別会議は、占領軍(=GHQ)、資本、それに同調・協力する労働者・労働組合により、その主導権を奪われ、企業別組合の連合体である総評結成に到る。しかし、総評は、直ちに「ニワトリからアヒル」に転換し、講和期における労働法規改悪反対闘争を展開する。そして、高野(実)ライン下での「ぐるみ」闘争を激しく展開するとともに、労働組合運動は、戦後平和・民主主義運動の中軸を構成して行く。しかし、その中には、{大量解雇→長期争議}により労使とも大きな打撃を受ける状況も、現出した。それらの反省から、総評は太田・岩井ラインとなり、企業別組合体制の克服策として、春闘、産業別団体交渉、合同労組運動が、展開されて行くが、企業別組合体制の克服は実現されず、春闘を除き衰退して行く。し

かしそれらは、高野ラインの政治闘争偏重から経済闘争偏重への転換ではあっても、戦闘的労働組合主義に立つものであった。ところが、1960年の炭労・三井三池争議の敗北は、戦闘的労働組合主義の資本・大企業・国家に対する敗北の象徴であり、それ以降重化学工業の民間大企業労組は、労使・企業協調的路線が支配的になり、企業社会が成立することになる⁽⁴⁾。

福祉国家代替としての企業社会の成立・確立が、日本の福祉国家化の障碍であったとすると、——次の2とも関わって——もう一つ問題とすべき事柄を、生じさせる。現代社会の変革方向として「新福祉国家」を提唱した人々は、まず、日本の社会・国家あるいは支配構造の問題として、企業社会という捉え方をしていた。その段階においては、二つの事柄が問題とされうる。一つは、企業社会のオールタナティブとして、福祉国家は提起されていなかったことである。彼らは、何時如何なる契機との絡みで、「新福祉国家」を提唱したのかである。筆者の見るところ、端的には後藤道夫教授と渡辺治教授（当時）との協力・共同関係の形成段階——『講座現代日本』、共同編集雑誌『ポリテイク』（旬報社）の発行——以降のことである。そして、「福祉国家代替」という認識も、「企業社会」論の展開とは同時ではなかったように思われる。いずれにしても、一国視野的分析——「帝国主義」論視座の導入があるから、必ずしも単純ではないが——から多国籍企業＝グローバル企業化を媒介とした国際的視野からの分析への移行——それは、分析対象の変化に規定されている——、それに伴う資本主義国の類型化、即ち「帝国主義国と非帝国主義国」、「福祉国家と非福祉国家」の導入によるように思われる。それは、認識の発展として、肯定出来ない訳ではないが、オールタナティブの設定としては、やや唐突である。もう一つ気になることは、「企業社会」論は、現状認識としての企業社会の成立・確立を捉えながら、そこからの脱出の途を示しえなかったことである。筆者の関心から言えば、次のようなことが問題である。筆者は、『組合民主主義と法』においては、『講座現代日本』に関わって、「新福祉国家」構想に「その実現の主要な担い手としての労働組合の位置づけに共感し・・・」という文章を書いていた⁽⁵⁾。ところが——現在における

反省であるが——、「企業社会」論と「新福祉国家」構想との間には、切断がある。何故なら、「企業社会」論では、大企業労働者が、大企業に完全に支配されまたその支配を受容しているが故に、大企業労働者そしてその労働組合が、企業社会変革の主体となるという捉え方は、成り立ちえない。それに対し、「新福祉国家」構想では、労働組合がその担い手とされているのである。これは、明らかに、論理的に矛盾する。労働組合の状況が、特に大きく変わった訳ではない。企業社会変革の主体となりえない労働組合が、「新福祉国家」の担い手でありうる訳がない。いずれにしても、「企業社会」論は、その変革の見通しを示さない内に、企業社会自体の再編・変容・解体を迎えているとしたら、放棄されるべきであろうか。「企業社会」論を提起した人々は、企業社会の形式・形態は変わりつつ、本質・内実には変化がないとしているようであり、筆者も同様である。そうだとすれば、——ここにおいて、彼らと筆者を分けるのだが——企業社会変革の見通しを提示しえなかったことを反省し、改めて大企業労働者を変革主体として、どのような意味と方向で設定出来るのかが、検討されねばならない⁽⁶⁾。

- (1) 以下の事柄は、純粋に客観的要因に止まる訳ではないが、(1)と一応区別することにする。
- (2) 企業社会の成立と確立には、時期的違いがあるが、それ自体は問題としない。
- (3) ここでは、国家の役割には触れない——後に少し触れるが——し、協調的労働組合運動の制覇の歴史的時期の相違についても、度外視する。
- (4) ——既述の如く——併行した安保改定反対闘争は、自民党政権の明文改憲路線の放棄に帰結しただけに、平和・民主主義運動の後退・退潮との関係で、皮肉ではある。なお、その後の展開——例えば、革新自治体の成立——については、省略する。
- (5) 窓社、1999年。但し、実はこうした捉え方自体問題であったことは、2で述べる。
- (6) 大企業労働組合を変革主体として設定しないのは、それに対する評価が彼らと変わらないこともあるが、筆者が、「団結権」の主体を労働者個人としている——拙著『「戦後労働法学」の理論転換』法律文化社、2008年——からでもある。

2 福祉国家実現の主体的条件⁽¹⁾

「新福祉国家」を提唱している人々は、新の意味を、反帝国主義、平和主義——軍事との両立の否定——、国際主義、福祉官僚制の解体といったところに、求めている。筆者としては、それ自体に異論はないが、ジェンダー構造の改革といったことも、含めるべきとは思っている。いずれにしても、現在の社会のオルタナティブとして福祉国家を設定するとすれば、新であるか否か、新としてその中身・内容は何か、総体としての福祉国家の構想なり戦略が、描かれねばならないし、それを国民に提示し国民的合意の形成、獲得に到らねばならない。その点で気になるのは、福祉国家の構想・戦略の提示が、特定のグループによるものではなく、多くの人々の知識・知恵の総合でなければならないはずであるが、その点でまとまるかどうかである。何故なら、例えば一つの例であるが、『社会保障と福祉国家のゆくえ』と題する著作の全13項目に文献が掲げられているが、「新福祉国家」を提唱している人々のものが、一つも掲載されていないことから窺われる状況である。勿論、新についての異論や「社会保障と福祉国家のゆくえ」を問うという問題関心、あるいはその第Ⅱ部の表題が「福祉国家・社会保障の制度と展望」であり、主として社会保障の諸課題を扱っているためであるかも知れない。しかし、その著作に参加した人々の中には、これまで系統的に福祉国家問題の研究に携わってきた人々が、含まれており、彼らが、「新福祉国家」の提唱を知らないはずがない⁽²⁾。その著作に集う人々と「新福祉国家」を提唱している人々とが、福祉国家の構想・戦略を巡りかみ合った討論、議論を展開していなければならない段階にあってなお、こうした状況にあることは、福祉国家の構想・戦略を現実にとらめるとは、考えがたいことになる。そうだとすれば、福祉国家の構想・戦略が、それぞれ提示されたとしても、まとまった一つの構想・戦略になるという保証がないことになる。果たして、このままで良いのであろうか。

もう一つは、「新福祉国家」を提唱している人々が、如何なる者を、その担

い手（＝変革主体）として設定しているかである。新自由主義的改革によって、さらにもっと言えば資本主義であるが故に、様々な不利益を受け、権利を侵害され、雇用や福祉需要を持つ人々、一言で言えば社会的弱者——高齢者、障がい者、女性、非正規労働者、外国人労働者といった——に求めているように思われる。言わば基軸から排除された周辺に位置する人々による、基軸の変革という方向性だ、と言って良い。筆者には、それは、かつての破産した窮乏化待望論的なイメージでしか、受け止められないし、それは言い過ぎとしても⁽³⁾、福祉国家の実現可能性が、ここからは見えて来ない。その中には、労働組合具体的には——連合に対立・対決する——全国労働組合総連合（全労連）に結集する組合が含まれているとしても、この見直しを変える程の力を持ちえていない。では、今や再編・変容・解体にさらされている企業社会を、これまで支えて来た労使・企業協調的労働組合が、まさに企業社会の中から、自己変革を遂げて福祉国家の担い手として、登場しえているまた直近の将来において登場しうるのであろうか。近年の連合の動向には、例えば労働法政策における大企業・財界への抵抗⁽⁴⁾、パートタイマーの賃金引上げやその組織化の努力に、窺えない訳ではない。しかし、福祉国家の担い手としての信頼性・信用性さらに実力に、欠けるように思われる。

そうとすれば、——既述の——ヨーロッパ型福祉国家の主体的要因を参考にすれば、政権参加の可能性を持つ社会民主主義政党の育成、強力・強大な労働組合運動の構築——日本の歴史で言えば、かつての戦闘的労働組合運動の復活——が、必要である。しかし、前者は、政党自体の政治力・組織力を、国民が直接には左右しえないことから、社民党が、福祉国家の構想・戦略の中心に位置する政党へと脱皮し、かつ小選挙区制という議席確保の上で極めて困難な制度において、社民党単独の力によるのではなく、福祉国家を目指す様々な勢力との協力・共同の下に、次のようなステップで発展することが求められることを、指摘するに止める⁽⁵⁾。即ち、まずは二桁の議席、次に議案提出権を有する議席、さらに——民主党対自民党という二大政党の対抗の中で——キャスティング・ボートを握れる議席まで到達するよう、国民

を福祉国家の構想・戦略で説得し支持を得る努力が、必要であることである。その場合、最初に必要とされるのは、社会党の福祉国家との関わりでの負の遺産を、キッパリと清算することである。こうしたレベルでは、労働法学者の責任を真正面から問うことは、ないであろう。しかし、戦闘的労働組合運動の復活については、別である。第一に、戦闘的労働組合運動の敗北そして衰退については、「戦後労働法学」は、戦闘的労働組合運動に寄り添ってきたが故に、責任を負うべきである。したがって、その総括、反省が、徹底して行われなければならない⁽⁶⁾。現在においては、それに加えて、戦闘的労働組合運動の復活に寄与する意義を持つ理論へ転換する責任がある。勿論、理論転換が、復活を必ずしも保証する訳ではない。「団結優位」型の「戦後労働法学」では、勿論団結の中での労働者個人の利益・権利の侵害は、問題化されて来たが、戦闘的労働組合運動の敗北・衰退の責任につき、労働者個人レベルで問われることは、ありえなかった。筆者の問題意識からすれば、そのこと自体が、問題である。理論転換を既に果たした筆者の理論から、歴史を照射するのは行き過ぎではある。しかし、かつての団結（＝労働組合）の質——具体的には、戦闘的か労使・企業協調的か——も、労働者個人の選択——それは、必ずしも自覚的・意識的ではないであろうし、その選択の余地が乏しかったとしても——の産物である。何故なら、そうした路線は、組合の民主的決定⁽⁷⁾、即ち労働者の賛成によって、採られて来たからである。言い換えれば、戦闘的労働組合運動の敗北・衰退についても、それを黙認するとか無関心であったことにより、労働者個人に責任があるということである。そして現在、福祉国家の実現のため戦闘的労働組合運動が、そして強大・強力な組合運動が、復活するか否かを決定するのは、——客観的要因といったものを除けば——労働者個人の選択の如何に掛かっている。そうした選択をしないことにより、もし自らの利益・権利が侵害されるとしても、それは自業自得である。筆者は、そうした理論を一般的に提起した⁽⁸⁾が、今は福祉国家実現との関わりで、その採用が必須であるとも考えている。労働者個人、労働組合、そして国民が、こうした理論に立つようになることが、現在の緊切の課題である⁽⁹⁾。

- (1) これが、最も関心のある問題であるし重要であると思っているが、その他の問題にも触れる。
- (2) その他には、福祉国家に見切りを付けたという評価が、ない訳ではないが。
- (3) これらの人々からの反論があることは、承知している。
- (4) 例えば、解雇の自由、解決金方式を主張する大企業・財界に対し、解雇権濫用法理の立法化に止めた、ホワイトカラー・エグゼンプションは、未だ認められていない。
- (5) 社民党は、民主党政権の一翼を一時担ったが、そういうレベルではない将来展望が、問題である。したがって、恐らく民主党に参加した旧社会党勢力や新社会党を統合することが必要であろうが、指摘に止める。
- (6) 民科法律部に属した法学者の一員というレベルでは、責任を問われることについては、触れない。
- (7) 組合民主主義の侵害・形骸化状況でのカッコ付きのものであっても、そうしたことを労働者が許したことが、問題とされるべきである。
- (8) 拙著『戦後労働法学』の理論転換』（法律文化社、2008年）。
- (9) 脱稿後『新たな福祉国家を展望する』、『ディーセント・ワークと新福祉国家』（ともに旬報社、2011年）に接したが、本稿をいささかでも変更する必要性を感じなかった。

(2011年10月2日、完)

【参照・参考文献】

- 青木 紀編『現代日本の「見えない」貧困』（明石書店、2003年）
青木 紀・杉村 宏編『現代の貧困と不平等』（明石書店、2007年）
赤堀正成・岩佐卓也編『新自由主義批判の再構築』（法律文化社、2010年）
浅倉むつ子『男女雇用平等法論』（ドメス出版、1991年）
浅野健一『犯罪報道の犯罪』（講談社文庫、1987年）
雨宮処凛『生きさせろ！』（太田出版、2007年）
伊藤 誠・本山美彦編『危機からの脱出』（御茶の水書房、2010年）
井上達夫『現代の貧困』（岩波現代文庫、2011年）
岩田正美『社会的排除』（有斐閣、2008年）
岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除』（『講座・社会福祉』9、ミネルヴァ書房、2005年）
宇都宮健児・猪俣 正・湯浅 誠編『もうガマンできない！広がる貧困』（明石書店、2007年）
遠藤比呂通『不平等の謎』（法律文化社、2010年）
大木正俊「文献研究労働法学・非典型労働者の均等待遇をめぐる法理論」（『季

- 刊労働法』234号、2011年)
- 大津和夫『置き去り社会の孤独』（日本評論社、2008年）
- 大山典宏『生活保護 VS ワーキングプア』（PHP 新書、2008年）
- 『格差社会への視座』（『社会政策学会誌』17号、法律文化社、2007年）
- 鹿嶋 敬『雇用破壊』（岩波書店、2005年）
- 木村草太『平等なき平等条項論』（東京大学出版会、2008年）
- 黒川道代『文献研究・女子労働の法理』（『季刊労働法』162号、1992年）
- 後藤道夫他『格差社会とたたかう』（青木書店、2007年）
- 後藤道夫他『平等主義が福祉をすくう』（青木書店、2005年）
- 齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』（ナカニシヤ出版、2011年）
- 櫻庭涼子『年齢差別禁止の法理』（信山社、2008年）
- 猿田正機『福祉国家・スウェーデンの労使関係』（ミネルヴァ書房、2003年）
- デイヴィッド・K・シプラー『ワーキング・プア』（岩波書店、2007年）
- 下村恭民・小林誉明編『貧困問題とは何であるか』（勁草書房、2009年）
- 神野直彦・宮本太郎編『脱「格差社会」への戦略』（岩波書店、2006年）
- 神保哲生他『格差社会という不幸』（春秋社、2009年）
- 竹内章郎『平等の哲学』（大月書店、2010年）
- 橋本俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』（東京大学出版会、2006年）
- 橋本俊詔・山森 亮『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシック・インカムか』（人文書院、2009年）
- 立岩真也・齊藤 拓『ベーシックインカム』（青土社、2010年）
- 田端博邦『幸せになる資本主義』（朝日新聞出版、2010年）
- 鉄道弘済会社会福祉部編『脱・格差社会をめざす福祉』（明石書店、2009年）
- C・S・トーマス『アメリカ性差別禁止法』（木鐸社、1997年）
- 中野麻美・森ます美・木下武男編『労働ビッグバンと女の仕事・賃金』（青木書店、1998年）
- 中村和雄・脇田 滋『「非正規」をなくす方法』（新日本出版社、2011年）
- 西谷 敏『規制が支える自己決定』（法律文化社、2004年）
- 西谷 敏『人権としてのディーセント・ワーク』（旬報社、2011年）
- 西原博史『平等取扱の権利』（成文堂、2003年）
- 『パート・臨時だって労働者』（学習の友社、2000年）
- 日本弁護士連合会編『労働と貧困』（あけび書房、2009年）
- 橋本健二『階級社会日本』（青木書店、2001年）
- 橋本健二『貧困連鎖』（大和書房、2009年）
- 藤本 茂『米国雇用平等法の理念と法理』（かもがわ出版、2007年）
- 古川景一・川口美貴『労働協約と地域的拡張適用』（信山社、2011年）

- M・A・プレイヤー『アメリカ雇用差別禁止法』（木鐸社、1997年）
- 本庄淳志「文献研究労働法学・労働者派遣をめぐる法理論」（『季刊労働法』233号、2011年）
- 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智『「ニート」って言うな！』（光文社新書、2006年）
- 水島宏明『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』（日本テレビ、2007年）
- 水町勇一郎『パートタイム労働の法政策』（有斐閣、1997年）
- 水町勇一郎「文献研究・非典型雇用をめぐる法理論」（『季刊労働法』171号、1994年）
- 道中 隆『生活保護と日本型ワーキングプアー』（ミネルヴァ書房、2009年）
- 宮坂順子『「日常的貧困」と社会的排除』（ミネルヴァ書房、2008年）
- 宮本太郎『福祉政治』（有斐閣、2008年）
- 室住真麻子『日本の貧困』（法律文化社、2006年）
- 森ます美・浅倉むつ子編『同一価値労働同一賃金原則の実施システム』（有斐閣、2010年）
- 森戸英幸・水町勇一郎編『差別禁止法の新展開』（日本評論社、2008年）
- 柳澤 武『雇用における年齢差別の法理』（成文堂、2006年）
- 湯浅 誠『反貧困』（岩波新書、2008年）
- トーマス・ライズ『貧困の正体』（青土社、2009年）
- 脇田 滋『労働法の規制緩和と公正雇用保障』（法律文化社、1995年）
- 脇田 滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障』（日本評論社、2008年）
- 渡辺 治『現代日本支配構造分析』（花伝社、1988年）
- 渡辺 治・二宮厚美・岡田知弘・後藤道夫『新自由主義か新福祉国家か』（旬報社、2009年）
- 『講座・現代日本』全4巻（大月書店、1996、1997年）
- 『講座・人権論の再定位』全5巻（法律文化社、2010、2011年）
- 『講座・福祉国家のゆくえ』全5巻（ミネルヴァ書房、2005、2008、2009、2010年）
- 『シリーズ現代の福祉国家』全8巻（ミネルヴァ書房、2002、2003、2004年）
- 「労働法におけるセーフティネットの再構築」（『日本労働法学会誌』111号、2008年）
- 「雇用平等法の新たな展開」（『日本労働法学会誌』117号、2011年）